

平成 24 年 3 月 23 日

各 位

会社名	秋田エルピーダメモリ株式会社		
代表者名	管財人	坂本 幸雄	
	管財人弁護士	小林 信明	
問い合わせ先	更生管財人室		
	(TEL 018-886-2026)		

当社及び当社親会社の会社更生手続開始決定に関するお知らせ

当社及び当社の親会社であるエルピーダメモリ株式会社（以下「当社ら」という。）は、平成 24 年 2 月 27 日に東京地方裁判所に対し、会社更生手続開始の申立てを行いました。このたび平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、同裁判所より会社更生手続開始決定がなされ、同時にエルピーダメモリ株式会社の代表取締役社長兼 CEO である坂本幸雄及び当社ら申立代理人の小林信明弁護士が管財人に選任されました。また、同裁判所より併せて調査命令も発令されたので、下記のとおりお知らせいたします。

これまでご支援ご協力をいただきました関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、改めてお詫び申し上げます。今後は、管財人のもと、全社一丸となって事業再建に全力を尽くして参る所存ですので、格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 会社更生手続開始決定及び調査命令

(1) エルピーダメモリ株式会社

平成 24 年（ミ）第 1 号会社更生事件（平成 24 年 2 月 27 日会社更生手続開始申立て）について、平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定が出され、同時に調査命令が発せられました。

(2) 秋田エルピーダメモリ株式会社

平成 24 年（ミ）第 2 号会社更生事件（平成 24 年 2 月 27 日会社更生手続開始申立て）について、平成 24 年 3 月 23 日午後 5 時に、東京地方裁判所より会社更生手続開始決定が出され、同時に調査命令が発せられました。

2. 管財人団及び調査委員の氏名（2 社共通）

管財人	坂本 幸雄
-----	-------

管財人	弁護士	小林 信明
管財人代理		五味 秀樹
管財人代理		木下 嘉隆
管財人代理	弁護士	渡邊 光誠等
調査委員	弁護士	土岐 敦司

3. 会社更生手続に関する今後の予定（2社共通）

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 関係人が管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間 | 平成 24 年 4 月 20 日まで |
| (2) 更生債権等の届出期間 | 平成 24 年 5 月 21 日まで |
| (3) 管財人の報告書（会社更生法 84 条 1 項）の提出期限 | 平成 24 年 5 月 29 日 |
| (4) 認否書の提出期限 | 平成 24 年 6 月 19 日 |
| (5) 一般調査期間 | 平成 24 年 6 月 26 日から同年 7 月 3 日まで |
| (6) 更生計画案の提出期限（関係人） | 平成 24 年 8 月 14 日 |
| (7) 更生計画案の提出期限（管財人） | 平成 24 年 8 月 21 日 |

（注）上記日程につきましては、今後の手続の進行によっては変更となる場合があります。

以上